

# 登録地すべり防止工事試験事務実施規程

平成18年5月22日登録

社団法人 斜面防災対策技術協会

# 登録地すべり防止工事試験事務実施規程

平成18年5月22日登録

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に基づき登録を受けて実施する登録地すべり防止工事試験事務（以下「試験事務」という。）の実施に関し、同規則第7条の10の規定に基づき必要な事項を定める。

(試験事務実施の基本方針)

第2条 試験事務は、この規程により、厳正、確実、かつ、公正に実施するものとする。

(試験事務を行う時間及び休日)

第3条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 試験の実施日に試験事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) 協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(試験事務を行う事務所)

第4条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 社団法人斜面防災対策技術協会

所在地 東京都港区新橋五丁目30番7号

(試験の実施時期及び試験地)

第5条 試験の実施時期及び試験地は、原則として、次のとおりとする。

(1) 試験の実施時期 一次試験 6月上旬

二次試験 9月上旬から10月上旬の間

(2) 試験地 全国7カ所以上

## 第2章 受験資格

### (受験資格)

第6条 試験は、地すべり防止工事等に関し5年以上の実務経験を有する者で、実務経験年数のうち1年以上の指導監督的実務経験を有する者でなければ、これを受けることができない。

### (欠格)

第7条 次の事項に該当する者は、受験することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

### (試験の免除)

第8条 第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
① 一次試験に合格し、二次試験に不合格となった者で、次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題
② 技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）による技術士で、建設部門（選択科目を土質及び基礎、河川、砂防及び海岸・海洋、道路とするものに限る）、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、応用理学部門（選択科目を地質、地球物理及び地球化学とするものに限る）及び環境部門を取得した者	一次試験のうち基礎的知識問題

### 第3章 受験の申込み等

#### (受験の申込み)

第9条 試験を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受験願書（協会所定のもの）
- (2) 実務経験証明書（協会所定のもの）
- (3) 受験票、写真票（協会所定のもの）
- (4) 住民票（抄本）
- (5) 試験の一部免除申請書、免除の対象となる資格等の写し（試験の一部免除を申請する者）

#### (受験申込書の審査・受理)

第10条 受験の申込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
- (2) 必要な書類が添付されていること
- (3) 受験申込者が第6条に規定する受験資格を有している者であること
- (4) 第11条に規定する受験手数料が払い込まれていること

2 前項の審査は、受験申込書及び添付書類により行うものとする。

3 第1項の場合において、受験申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。

### 第4章 受験手数料等

#### (受験手数料)

第11条 受験手数料の金額は、一次試験12,000円、二次試験7,000円とする。

#### (受験手数料の収納)

第12条 受験しようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、振込の際発行される郵便振替払込受領証の写しを受験願書に貼付しなければならない。

2 前項の振込に要する費用は、受験申請者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第13条 収納した受験手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第10条の審査の結果、受験資格を有しないと認められたとき
- (2) 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかったとき

(受験手数料の返還方法)

第14条 受験手数料の返還は、次の方法により行う。

- (1) 返還する理由を通知し、受験申請者が指定する銀行口座若しくは受験申請者あて郵便小為替をもって返還する。
- (2) 返還する金額は、受験手数料から所要の手数を差し引いた金額とする。

## 第5章 試験の実施方法等

(試験の公告)

第15条 試験の実施期日、実施場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめポスター、協会ホームページ、機関誌等により公告する。

(試験の内容)

第16条 一次試験は、建設業法施行規則第7条の8第1号の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として次の試験を行う。

- (1) 地すべりに関する基礎的知識
  - (2) 地すべりに関する専門的知識及び体験記述
- 2 二次試験は、適格性についての口頭試問を行う。

(試験会場の運営)

第17条 次章に規定する試験実行委員会は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、総括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 総括試験監理者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を監理する。
- 3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、解答用紙の回収、整理を行う。
- 4 総括試験監理者及び試験監理者は、厳正かつ公正に試験を実施しなければならない

い。

(試験に関する一般事項)

第18条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。

2 試験開始後30分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。

3 受験者の試験会場からの退席は、試験開始後30分経過後でなければ認めないものとする。

4 試験時に配布した試験問題用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせてよいものとする。

(受験中止の措置等)

第19条 試験監理者は、試験において不正行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させる。

2 試験監理者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

3 総括試験監理者は、前2項の規定に基づく退場者があった場合には、遅滞なく、その氏名、退場させた試験の年月日及び退場させた理由等を協会会長へ報告するものとする。

(試験問題等の公表)

第20条 終了した試験の問題及び合格判定基準は、協会ホームページ等で公表する。

## 第6章 試験実行委員会

(試験実行委員会の設置)

第21条 試験の準備及び監督等の運営を行わせるため、試験実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

2 実行委員会委員（以下「実行委員」という。）の定数は、5名以内とし、会長が選任し、委嘱する。

3 実行委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(実行委員長)

第22条 実行委員会に委員長（以下「実行委員長」という。）を置く。

- 2 実行委員長は、実行委員の互選により選任する。
- 3 実行委員長は、実行委員会の職務を統括する。
- 4 実行委員長に事故があるときは、実行委員長があらかじめ指名した実行委員が、その職を代理する。

(会議及び議決)

第23条 実行委員会は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

## 第7章 試験委員会

(目的及び設置)

第24条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。

(組織及び試験委員の選任等)

第25条 試験委員会は、建設業法施行規則第7条の6第1項第2号イ及びロに該当する者2名以上を含む10名以上の試験委員によって組織する。

- 2 試験委員は、会長が選任し、委嘱する。
- 3 試験委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第26条 試験委員会に委員長（以下「試験委員長」という。）を置く。

- 2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。
- 3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。
- 4 試験委員長に事故があるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。

(試験委員の解任)

第27条 会長は、試験委員が次のいずれかに該当する場合は、その試験委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があつたとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 試験委員から辞任の申し出があつたとき

(試験委員会の職務)

第28条 試験委員会は、試験問題及び採点基準を作成するほか、合格判定基準を定めるものとする。

(会議及び議決)

第29条 試験委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準については、試験委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

## 第8章 合否の判定方法等

(試験の合格判定基準)

第30条 試験の合格判定基準は、次に定めるところを標準とする。

- (1) 一次試験の合格基準は60%以上とする。
- (2) 二次試験の合格基準は60%以上とする。

(合否の判定等)

第31条 一次試験、二次試験ともに答案の採点、合否の判定は、試験委員会が行うものとする。

- 2 会長は、試験委員会の合否の判定を受け合格者を決定するものとする。
- 3 合格者は、本人に通知するとともに、協会の機関誌等で公表するものとする。

## 第9章 合格証明書の交付等

(合格証明書の交付)

第32条 会長は、二次試験に合格した者に対し、合格証明書を交付する。

(再交付)

第33条 合格者は、合格証明書の再交付を申請することができる。

- 2 再交付を申請する者は、必要な事項を記載した再交付申請書(様式は、会長が別に定める。)を提出するとともに、会長が実費を勘案して別に定める額の手数料を納入しなければならない。

## 第10章 雑則

(受験者の不正行為に対する措置)

第34条 会長は、不正の方法により試験を受け、又は受けようとした者に対し、試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

(天災等の措置)

第35条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、あらかじめ会長が別に定める。

(秘密の保持)

第36条 協会役員若しくは試験事務に携わった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第37条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第38条 帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 建設業法施行規則第7条の16第1項の帳簿及び第2項のファイル又は磁気ディスク等 | 登録試験事務の全部を廃止するで |
| (2) 受験申込書及び添付資料                             | 試験を実施した日から3年間   |
| (3) 終了した試験の問題及び答案用紙                         | 試験を実施した日から3年間   |

(帳簿及び種類の保存方法)

第39条 前条に規定する帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。

2 保存期間経過後の帳簿等は、復元することができない方法により廃棄するものとする。

(試験事務の細目)

第40条 この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

第1条 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

第2条 本規程第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
① 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、修了した者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題
② 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、修了した者のうち、成果評定試験で60%以上の得点により優秀と認められた者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題

附則

第1条 この規程は、平成21年5月26日から施行する。